

社会福祉法人井ノ口会行動計画

子どもを育てる労働者が働きやすいように環境を整えるとともに、全職員が理解と協力をし、職場全体で、特に女性社員の継続的に安心して就業できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日～令和11年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内における男性の平均育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和 8年 6月～ 育児休業取得の可能性のある社員が所属する管理職を対象に制度理解促進研修を実施する
- 令和 8年 6月～ 育児しやすい職場づくりの取組を、会議・掲示等を通じて発信し、若手の採用・定着につなげる

目標2：令和10年3月31日までに、年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和 8年 6月～ 各部署責任者への取得に向けた啓蒙を行う。
- 平成 8年 6月～ 全職員への目標の周知を会議等などで行う。

目標3：計画期間内のひとりあたり平均時間外勤務を、月平均5時間未満とする。

<対策>

- 令和 8年10月～ 就労時間外に実施の会議を時間内実施に業務を組み立てる
- 令和 8年 4月～ 現状の把握した上で、勤務時間内での就労可能な業務体制を生産性向上委員会にて検討・改善する